平成31年2月1日規程第3号

国立研究開発法人国立成育医療研究センター医療機器安全管理規程 目次

- 第1章 総則(第1条~第4条)
- 第2章 組織及び職務(第5条~第10条)
- 第3章 研修(第11条~第12条)
- 第4章 保守点検及び修理(第13条~第16条)
- 第5章 情報の収集と改善の方策(第17条)
- 第6章 記録等の保存(第18条)

附則

別図 医療機器安全管理組織図

第1章 総則

医療法第6条の12及び医療法施行規則第1条の11第2項第3号の規定により、国立研究開発法人国立成育医療研究センター(以下「病院」という。)における医療機器安全管理規程(以下「本規程」という。)を定める。

(目的)

第1条 医療機器に係る安全管理体制を確保し、医療機器による医療事故の防止に向けて 適切かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、病院に設置又は設備された病院が管理、適用している医薬品、医療機器等の品質の有効性及び安全性の確保に関する法律(昭和32年法律第145号 以下「薬機法」という。)に定められた全ての医療機器(以下「医療機器」という。)と、その医療機器に係る全ての従事者に適用する。

(他の規程等との関連)

第3条 医療機器に係る安全管理体制の確保のためには、本規程、各運用細則及びマニュ アル 等に定めるもののほか、医療安全委員会規程及び、その他医療の安全に関する規程等の 定めによる。

2 放射線障害が発生した場合又はその恐れがある場合には、放射線障害予防規程(放射 線安全管理委員会規程)の定めに従う。

(医療機器に係る安全管理体制の確保)

- 第4条 病院長は、医療法第6条12の規定に基づき、次に掲げる医療機器に係る安全な 管理のための体制確保に係る措置を講じなければならない。
- 一 医療機器を安全に使用するための責任者の配置
- 二 従事者に対する医療機器安全使用のための研修会実施
- 三 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施
- 四 医療機器の安全使用のために必要な情報の収集及びその他医療機器の安全使用を目 的とした改善のための方策の実施

第2章 組織及び職務

(組織)

第5条 医療機器の使用に係る者及び医療機器を安全に管理するために従事する者に関す る組織図は、別図のとおりとする。

(医療機器安全管理責任者)

- 第6条 病院長は、医療機器を安全に使用するため、規定する医療機器の安全使用にため の責任者(以下「医療機器安全管理責任者」という。)を配置しなければならない。
- 2 医療機器安全管理責任者は、手術・集中治療部統括部長とする。

(各部門の医療機器安全管理担当者)

- 第7条 医療機器安全管理責任者は、病院の各部門に設置又は設備され、使用されている 医療機器の安全な管理を行うため、各部門に医療機器安全管理担当者を配置する。
- 2 各部門の医療機器安全管理担当者は、次のとおりとする。
- 一 放射線部門の医療機器安全管理担当者は、診療放射線技師長とする。
- 二 臨床工学部門の医療機器安全管理担当者は、医療工学室長とする。
- 三 臨床検査部門の医療機器安全管理担当者は、臨床検査技師長とする。
- 四 看護部門の医療機器安全管理担当者は、看護部長とする。

(医療機器安全管理委員会)

- 第8条 医療機器に係る安全な管理のための体制を確保するために必要な事項の企画審査 は医療機器安全管理委員会にて行う。
- 2 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって構成する。
 手術・集中治療部統括部長、看護部長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、医療工学室長、財務経理課長、物流管理室長
- 3 委員長は、手術・集中治療部統括部長とし、会議を招集しその議長となる。
- 4 委員長が出席困難なときは、委員長が指名する者がその職務を代行する。
- 5 委員長は、委員会の審議結果について病院長に報告するものとする。
- 6 委員会は、年 1 回開催し、委員長か必要と認めたときは、委員会を臨時で召集することができる。
- 7 委員長が認めたときは、委員会に委員以外の職員を出席させて、意見を聴取することができる。
- 8 委員会の議事は、契約係長が記録し保管する。

(医療機器安全管理責任者の業務)

- 第9条 医療機器安全管理責任者は、病院長の指示の下に、次の各号に掲げる業務を行う。
- 一 従事者に対する医療機器の安全使用の研修会の実施
- 二 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施
- 三 医療機器の安全使用のために必要な情報の収集、その他医療機器の安全使用を目的と した改善のための方策の実施
- 四 医療機器安全管理担当者への指示及び監督
- 五 医療機器の安全使用及び装置使用施設の安全状況等に関する帳簿、書類等の監査
- 六 病院関係者への助言、勧告及び指示
- 七 放射線障害防止に関する必要事項等にあっては、放射線取扱主任者との連携協議

(医療機器安全管理担当者の業務)

- 第10条 各部門の医療機器安全管理担当者は、医療機器安全管理責任者の指示の下に、 以下の各号の業務を行う。
- 一 医療機器安全使用のための研修計画、研修様式の策定及び実施
- 二 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施
- 三 医療機器の安全使用のために必要な情報の収集
- 四 医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施

- 五 医療機器の不具合報告を受け、その確認及び適切な措置の実施
- 2 前項の業務を行った場合には、医療機器安全管理責任者への報告し、確認を受けなければならない。

第3章 研修

(従事者に対する医療機器の安全使用のための研修)

- 第11条 医療機器安全管理責任者は、いかに掲げる従事者に対する医療機器の安全使用 のための研修を行わなければならない。
- 2 研修は以下の各号により実施する。
- 一 使用経験のない新しい医療機器を導入する際には、当該医療機器を使用する予定のも のに対する研修を行い、その実施内容について記録する。
- 二 病院に設置及び設備された医療機器を使用経験のない従事者が使用する際には、研修 を行い、その実施内容について記録する。
- 三 特に安全使用に際して技術の習熟が必要と思われる医療機器に関して、概ね年2回程 度、定期的に研修を行い、その実施内容について記録する。
- ①開催もしくは受講日時
- ②出席者
- ③研修項目
- ④研修の対象となった医療機器名
- ⑤研修を行った場所(当該医療機関外の研修の場合)
- ⑥研修の主たる講師名
- 第12条 医療機器安全管理担当者が認めた場合には、病院外での研修受講、外部講師による病院内研修、製造業者による取扱説明等も医療機器の安全使用のための研修とすることができる。また、他の医療安全の研修と併せて実施したものについても、同様とする。

第4章 保守点検及び修理

(保守点検計画の策定及び実施)

- 第13条 医療機器安全管理責任者は、医療機器の特性等に監み、保守点検が必要な医療 機器については保守点検計画を策定し、実施しなければならない。
- 2 保守点検計画の策定にあたっては、薬事法の規定に基づき添付文書に記載されている 保守点検に関する事項を参照し、比喩用に応じて当該医療機器の製造販売業者より情報

提供をうけ、医療機器安全管理責任者が必要と思われる事項について計画策定をしなければならない。

- 3 保守点検の適切な実施にあたっては、保守点検の実施状況、使用状況、修理状況及び、 購入年等を把握し記録を補完する。
- 二 保守点検は、医療機器安全管理責任者の指示の下に、医療機器安全管理担当者が行う。
- 第14条 医療機器安全管理責任者は、保守点検の実施状況等を評価し、必要に応じて医療安全の観点から、病院長に対し、安全面に十分配慮した医療機器の採用に関する助言を行うと共に、保守点検計画の見直しを行わなければならない。

第15条

医療機器安全管理担当者は、医療機器の保守点検を外部に委託する際には、医療法第1 5条2に規定する基準を厳守し、その実施状況の記録を保存しなければならない。

第16条 医療機器安全管理担当者は、医療機器を修理した場合には、その修理状況及び 安全使用を確認し、記録しなければならない。

第5章 情報の収集と改善の方策

(情報の収集と改善の方策)

- 第17条 医療機器安全管理担当者は、医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集、その他医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策を、次に掲げる各号によって行わなければならない。情報収集にあたっては薬事法を厳守する。
 - 一 医療機器の添付文書、取扱説明書等の医療機器等の安全使用・保守点検等に関する情報を整理し、その管理を行う。
- 二 医療機器の不具合情報や安全性情報等の、安全使用のために必要な情報を製造販売業者等から一元的に収集するとともに、得られて情報を当該医療機器に携わる者に対し適切に提供する。
- 三 医療機器安全管理責任者は、各部門の管理下にある医療機器の不具合及び健康被害に 関する内外の情報収集に努めとともに、病院長への報告を行う。
- 四 医療機器の使用に係る副作用の発生を知った場合において、保健衛生上の危害の発生 または拡大を防止するため必要あるとみとめたときは、製造販売業者及び厚生労働大臣 に対して直接副作用等を報告しなければならない(薬事法第77条3の第2項第3項、 同条4の2第2項)。

第6章 記録等の保存

(記録等の保存)

- 第18条 医療機器安全管理担当者は、以下の各号を医療機器ごとに帳簿として整理しなければならない。
 - 一 購入、使用前記録
 - 二 添付文書、取扱説明書
 - 三 従事者の研修記録
 - 四 日常の始業及び終業点検記録
 - 五 保守点検及び修理記録
 - 六 医療機器に係る不具合情報等
- 2 前項に定める帳簿は、医療機器が使用されている期間保存しなければならない。

附則

(施行期日)

この規程は平成31年2月1日から施行する。

附 則(令和2年規程第39号)

(施行期日)

この規程は令和2年12月10日から施行する。

附 則(令和3年規程第13号)

(施行期日)

この規程は令和3年6月1日から施行する。

医療機器安全管理組織図

